長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の運用要領　新旧対照表

改定後（令和７年４月版）

長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の運用要領

1～2.〔省略〕

3. 実施内容

・下表の内容のうち、原則として、各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに、1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施する。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等）
地域連携	①完成予想図 ②工法説明図 ③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献

4～5.〔省略〕

6. 積算の方法

（1）基本的な考え方

1）現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

2）主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の 50%を上限とする。

3）費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を物価資料、見積等を参考に適切に計上するものとする。

改定前（令和６年４月版）

長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の運用要領

1～2.〔省略〕

3. 実施内容

・下表の内容のうち、原則として、各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに、1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施する。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等） ~~③避暑（熱中症対策）・防寒対策~~
地域連携	①完成予想図 ②工法説明図 ③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献

4～5.〔省略〕

6. 積算の方法

（1）基本的な考え方

1）現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

〔追記〕

2）費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を物価資料又は見積等を参考に適切に計上するものとする。

長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の運用要領　新旧対照表

改定後（令和７年４月版）

(2) 積算方法

・算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \times Pi + \alpha$$

K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸費）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸費	5億円以下の場合	$i = 504.2 \times Pi^{-0.3533}$
	5億円以上の場合	0.43

・率に計上されるものは、3. 実施内容のうち、原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基礎とした費用である。

また、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容数変更してもよい。

・積上げ計上分（α）に計上するものは、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

・現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体の率である。

・現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(3) 設計変更について

・積上げ計上分（α）が計上されているもので、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

・熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

改定前（令和６年４月版）

(2) 積算方法

・算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \times Pi + \alpha$$

K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸費）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸費	5億円以下の場合	$i = 203.6 \times Pi^{-0.3077}$
	5億円以上の場合	0.43

・率に計上されるものは、3. 実施内容のうち、原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基礎とした費用である。

また、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容数変更してもよい。

・積上げ計上分（α）に計上するものは、〔追加〕費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

・現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体の率である。

・現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(3) 設計変更について

・積上げ計上分（α）が計上されているもので、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の運用要領　新旧対照表

改定後（令和７年４月版）

7～8.〔省略〕

9. 特記仕様書等への記載について

（特記仕様書記載例）

第3章　施工条件明示

第1節　○○○～

9. 現場環境改善関係

・工事現場の環境改善について、特段の配慮はしていない。

・現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として、各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するものとする。ただし、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容数を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

・受注者は、現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、工事着手前に監督職員へ提出するものとする。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備　②緑化・花壇　③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置　⑤昇降設備の充実　⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導員待機室） ④現場休憩所の快適化　⑤健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等）
地域連携	①完成予想図　②工法説明図　③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献

10. 適用年月日

・令和７年4月1日以降に起工する工事から適用する。

改定前（令和６年４月版）

7～8.〔省略〕

9. 特記仕様書等への記載について

（特記仕様書記載例）

第3章　施工条件明示

第1節　○○○～

9. 現場環境改善関係

・工事現場の環境改善について、特段の配慮はしていない。

・現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として、各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するものとする。ただし、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容数を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

・受注者は、現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、工事着手前に監督職員へ提出するものとする。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備　②緑化・花壇　③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置　⑤昇降設備の充実　⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導員待機室） ④現場休憩所の快適化　⑤健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等）　~~③避暑（熱中症対策）・防寒対策~~
地域連携	①完成予想図　②工法説明図　③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献

10. 適用年月日

・令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。